

秋田被害者 支援センターだより

第 1 号

秋田被害者支援センターの広報紙の発刊に寄せて

秋田被害者支援センターは、全国の民間被害者支援センターと同様に、犯罪の被害やさまざまな事故・災害などに遭われた方々、およびその家族などのために、電話相談や面接相談により、被害に遭われた後の、悩みや不安などのさまざまな精神的な問題について、「とにかく一生懸命聴いくことにより、少しでも気持ちが軽くなるようにして配慮していきたい。」と思い、全国で第19番目の民間被害者支援センターとして平成13年4月20日に開設致しました。

当センターは、電話相談による活動が中心となりますので、その担い手である専門的な訓練を受けた相談員による、より質の深い、充実した相談活動が求められているところです。

私どもは開設を間近にして、電話相談の専門的な素養があり、しかもまったくのボランティアとして相談活動をしていただく方々を、早急に一般市民から求めるることは、大変困難でした。そこで県内の他の相談機関などで、すでにボランティアとして、各種の相談活動をなさっている方々の中から幸いにも24名の方々に、当センターの活動について、ご理解とご協力を得て開設することができました。電話相談員は、相談活動とともに、更なる専門的な研修活動を行っておりまます。

警察では、犯罪被害者支援のための施策として、
①被害者への各種の情報提供
②各種相談・カウンセリング等の受け皿づくり
③犯罪被害給付金制度

平成14年2月28日

発行者 秋田被害者支援センター

会長 佐藤 怜

電話 018-887-7605 FAX 018-887-7608

 日本財団 補助事業
The Nippon Foundation

秋田被害者支援センター 会長 佐藤 怜



- ④捜査過程の二次的被害抑止
- ⑤被害者の安全確保等

これまで行ってきているところです。

民間の被害者支援センターでは、特に被害者のPTSD（心的外傷後ストレス症候群）と言われる、精神的打撃に対する「心の癒し」を中心とした支援を行なうことを主な目的として、相談活動を展開しております。

また、犯罪被害者給付金制度改革により、平成14年度からは、各都道府県の公安委員会より認可を得た法人格を持つ民間の被害者支援センターは、被害者に対する法廷への付添いや病院への付添い、事件・事故発生直後の危機介入を含めた直接支援を行なうことが出来るようになります。

当センターも法人化を目指し運営スタッフ一同は、学習を重ねております。

しかし、当センターの宣伝不足もあり、このところ今一つ相談件数がやや伸び悩んでいるところです。県内でさまざまな被害に遭われて、苦しんだり、悩んだりしている方々、また広く一般市民の方々への、宣伝と啓発のために、このたび広報誌を作成することになりました。

つきましてはこれを機会に、私どもの活動に対しまして、県民の方々のよりいっそうのご理解とご支援を賜りますとともに、当センターの電話相談をご活用くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

犯罪被害者支援フォーラム in あきた

日時 平成 13 年 11 月 20 日 (火)



「犯罪被害者支援フォーラム in あきた」が、秋田県警察本部、秋田県被害者支援連絡協議会、秋田被害者支援センターが主催し、開催された。

来賓として、警察庁犯罪被害者対策室長安田貴彦氏をお迎えし「本日のフォーラムのように、行政機関、あるいは法曹界、あるいは民間団体の方々、被害者支援にかかわっておられる方々が一同に会しまして意見交換を行なうということは大変意義深いものだと思います。社会全体の被害者支援の輪を広げるための力強い原動力になると同時に、ひいては安全で安心に暮らせる社会、地域社会の建設に大いに貢献をなさるものと確信をしております。皆様方のご尽力によりまして本フォーラムが秋田県における被害者支援の新たな1ページを開いていただき、被害者支援が今後とも息の長い活動として発展をしていくことを期待して止みません。」とご祝辞を賜りました。

基調講演の渡辺治重氏は、ご長男を交通事故で亡くした体験から被害者遺族の心情を話されました。

その一部を紹介すると「私どもの長男、龍は平成7年3月19日、大学の春休みにアルバイトをしておりました。あの、夜9時にアルバイトが終わり、帰路、青信号をオートバイで直進中免許とりたての未成年者の車が無理な右折をしたため避けきれず衝突し、即死しました。二十歳でした。

交通事故に遭った遺族の立場がどんなものか、被害者や遺族がどんな悲惨な生活に追い込まれてい

くか、更に時間の経過とともにどんな心境に追い込まれていくかという現実を被害者遺族の立場からお話をさせていただきたいと思いました。どんなに交通事故が起こっても、自分の子どもを、交通事故で亡くすことなんて、もう本当に考えてもみなかつたことでした。突然降りかかった悲劇の本当の苦しみや悲しみを、当事者の私が話さなければ真実が伝わらないと思ったからです。そして一人でもこの苦しみ辛さを自分の身に置き換え現在、自宅の一部を開放して、被害者支援自助グループとして主に交通事故により子どもをなくした遺族の癒しの場を持っています。ここでは同じ悲しみ苦しみを持った被害者遺族が安心して自由に話せたり泣いたり笑ったり、そういうことができるんです。そういうことをしてお互いを支えあつていけば、自分ひとりが孤独ではないということに気付きます。まだ新しい被害者は生きる気力もありませんけれど、古い人の話を聴くうちに5年経ったら涙も止まるのかしらと思うようになります。」と交通事故被害者遺族として語られた言葉一つ一つに重みがあり、被害者支援の重要性を改めて感じたしだいです。



パネルディスカッションでは、被害者支援の現在と未来についてパネラーそれぞれの立場から語られました。特に警察庁犯罪被害者対策室の安田貴彦室長からは、「各都道府県に専門の相談窓口が設置され、積極的な被害者支援対策を推進していることや民間の被害者支援団体との連携が重要」と発言がありました。当支援センターの佐藤会長は、「今後の直接支援をにらんだ組織作りと財政基盤の強化、相談員の確保、相談者の声に耳を傾け心に寄り添った相談活動を心がける。」と発言がありました。

交通事故に遭ったり、ストーカーにねらわれたり、自分の意志ではないのにそのような立場になる、それは他人事ではなく、自分事です。

事務局

犯罪被害者支援フォーラム in あきたに参加して

秋田県生涯学習センター3階講堂を会場に県内ではじめての「犯罪被害者支援フォーラム in あきた」が開催された。

前半が基調講演、後半がパネルディスカッションという2部構成で進められた。平日の日中にもかかわらず多くの参加者を得て、改めて犯罪被害者支援への関心の高さがうかがわれた。

「癒されぬ輪廻～交通事故被害者の訴え」と題した、被害者自助グループ茅ヶ崎を主催している渡辺治重氏の基調講演は、平成7年に交通事故により長男を亡くされた経験をもとにした講演だった。

事故後の被害者側と加害者側のおかれ状況の落差というのは、当事者になって初めてわかったとの事。被害者には何もなく、情報すらどうしたら入手できるのかわからず、家族もそれぞれつらくて支え合うことが難しいためバラバラになりやすいこと。しかし、加害者側はそれをきっかけにして家族が団結し結びつきが強まること。

理不尽な現実が次々に話された。被害者が何重にも追い込まれていく辛さは計り知れないものがあった。「集中力もなくなり、人に逢うのも怖くなり、日常生活もできない。救いの無い状況の中で、被害者は自分でいかなければならぬのだ」という言葉は重く響いた。人権が自動的に与えられる加害者に比して「権利は主張して与えられるものだ」と獲得していくなければならない被害者。

一体これはどういうことなのだろうか。今日までなぜこの問題は放っておかれたのだろうか。

渡辺氏は、教育の重要性ということもあげられていた。現在の教育では「理不尽なことは起こるのだ」という視点が欠如していることを指摘し、「誰でも被害者になりうるのだ」「理解されるためにも被害者が声を出していかねばならない」と訴えられた。この言葉は我々が心に刻み込んでいかねばならないと感じた。誰かの問題ではなく誰にでも起こるのだということは、どこかで他人事だと考えて生活していることへの警鐘と思う。被害者になってから考えるのでは遅いのだということに向き合わねば、被害者が味わい続けている問題は解決につながっていないのだ。

休憩後のパネルディスカッションは、コーディネーターの佐藤順子氏（臨床心理士）より2つの時間軸—現在と未来（これから）—という視点の提起があり、それに沿って進行された。

安田貴彦氏（警察庁犯罪被害者対策室長）からは全国的な状況が、佐藤怜氏（秋田被害者支援センター会長）からは秋田県の状況が、渡辺氏からは被害者の状況が語られた。

立場により問題のとらえ方も異なり、それが連携して協力していくことが重要だとの思いを抱いたが、聴衆との質疑応答でも議論が深まり手ごたえのある会だった。

最後に、被害者支援とは渡辺氏の言葉に尽きるのかもしれない。「人間として当然持っているいたわりの意識」、被害者学とは『愛』という基本を忘れてはいけないのだろう。

U. K.

2001年秋期合同研修会・第6回犯罪被害者支援フォーラム

11月18日（日）から19日（月）の両日東京にて、2001年全国犯罪被害者支援ネットワーク秋期合同研修会と第6回犯罪被害者支援フォーラムが開催され、当センターより役員他相談員7名が参加した。全国の仲間たちと交流を深め、被害者支援について多くを学んできました。フォーラムでは、小泉純一郎内閣総理大臣の祝辞や功労者の表彰がありました。また、同志社総長・日本被害者学会理事長大谷實氏の「犯罪被害者問題の30年」と題する記念講演があり、被害者については話題にすることもできない時代があったということを知りました。2日間にわたる研修は、大変実りのある研修でした。

賛助会員募集集中

「秋田被害者支援センター」の活動を資金面から支援して下さる「賛助会員」を募集しています。ご協力をお願いします。

犯罪や交通事故の被害者になるそのことは他人事ではなく、明日自分が被害者になるかも知れません。一日でも早く被害者等が被害の回復や軽減が出来るよう支援をするために努力を重ねております。

皆様の温かいご支援・ご協力を待ちしております。

☆助会員(年会費) 個人 1,000円(何口でも可)

団体・法人 20,000円(何口でも可)

☆振込口座 秋田銀行 本店営業部 普通 476400

北都銀行 本店営業部 普通 0953069

口座名義 あきたひがいしやしえんせんたー 代表 だいひょう さとう さとる
秋田被害者支援センター 佐藤 恵

☆問い合わせ 秋田被害者支援センター事務局 火・木曜日 午前10時~午後4時

Tel 018-887-7605 Fax 018-887-7608

《賛助会員の皆様

ご協力ありがとうございます。》

秋田テレビ㈱、株安藤商店、AB S秋田放送
㈱かおる堂、秋田県警察官友の会、秋田県警友
会連合会、秋田県臨床心理士会

(五十音順)

《寄付ありがとうございます。》

本荘警察署 4,915円

匿名 3万円

沢口秩子 4千円

谷藤久子 3,500円

平成13年12月末まで

電話相談

笑みにハート

(018)832-8010

FAX (018) 887-7608

相談無料

【電話受付】 午前10時から午後4時まで
(年末年始を除く火・木曜日)

【面接相談】 必要に応じ専門家が対応します。



秋田被害者支援センター

編集後記

全国の民間犯罪被害者支援団体は、この1月までに27団体になりました。

設立からこれまで様々な相談が寄せられています。相談電話はたくさんあっても、これまでどこにも話せなかつた心のいたみ・不安・悲しみを寄せられる被害者の声を受け止めて、被害者の心に寄り添つた活動を進めてゆきます。

関係機関と連携をとりながら、また専門家によるカウンセリングや指導をあおぎながら相談活動を開催して参りますのでよろしくお願い申し上げます。

本来ならば、開設早々に広報を発行しなければなりませんでしたことをお詫び申し上げます。

秋田被害者支援センターとは……

犯罪や交通事故などの被害に悩む方々の「サポーター」として設立されたボランティア団体です。

当センターは、電話相談員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士などの専門家によって支えられています。